

メンタルヘルス協力に関するEAS声明

(和文概要)

(2021年10月27日)

- メンタルヘルスが健康と福祉の一部であり、COVID19パンデミックの深刻な影響下にある重要な公衆衛生上の問題であること、及び健康の他の側面同様、様々な社会経済的要因の影響を受け得るものであることを認識。(前文パラグラフ3)
- また、精神障害を含む精神衛生状況の認識、予防、治療、回復に焦点を当てた、メンタルヘルス協力に関する包括的戦略を策定するにあたっては、到達し得る最高基準の健康を享受する権利を全ての人々に実現することや、政府横断的・社会横断的アプローチ、全ての政策において健康を考慮すること、地域協力及び国際協力の強化が必要になることを認識。(前文パラグラフ4)
- 人々を、メンタルヘルス協力に関する政府横断的・社会横断的アプローチの中心に位置づける重要性を強調。(前文パラグラフ7)
- WHO包括的メンタルヘルスアクションプラン2013-2020の実施と既存のASEAN主導のプラットフォームや枠組みを通し、メンタルヘルスに関する地域協力及び国際協力を推進。(パラグラフ1)
- 家庭や職場、教育現場等の様々な場における、メンタルヘルスや自殺に関する問題を予防し対処するため、全ての人々の生涯にわたるメンタルヘルスと福祉を促進。(パラグラフ2)
- メンタルヘルスの促進及び精神衛生状況の予防に係る戦略を含む、メンタルヘルスサービスや心理的・社会的支援に関する効果的な政策モデルを共有することを促進。(パラグラフ3)
- 共通の関心分野における、研究や開発に関する地域及び国際レベルでの連携強化を探索。(パラグラフ5)
- メンタルヘルスリテラシーの向上を促すと共に、メンタルヘルスへの人々の意識を喚起。(パラグラフ6)

- 研修やメンターシッププログラムを通じ、人材分野での協力を強化すると共に、能力構築の場を創設。(パラグラフ8)
- 全保健従事者を対象に、職業訓練や専門性開発研修の一環としての、人事交流を奨励。(パラグラフ9)
- メンタルヘルス及び福祉に関するイニシアティブやプログラムへの投資、またその発展、実施、評価に寄与し得る、全てのステークホルダーとの分野横断的協力や取組を促進。(パラグラフ12)
- より良いメンタルヘルスと福祉の促進に係る、具体的な共同行動を促進することを念頭に、EAS参加国間でメンタルヘルス協力に関する共同行動計画を策定する可能性を探求。(パラグラフ13)

(了)